

(8) 鑑定料
I 料金の種類及び額

平成3年7月6日実施
(社) 日本海事検定協会
TEL 331-0331

1. 基本料金

(単位：円)

種 目	基 準	金 額
1 倉口検査	3倉まで	21,330
	4倉から1倉につき	5,980
2 積付検査 (1)普通貨物 (2)特殊貨物 (3)危険物	積込トン数 1,000 トンまで	22,660
	積込トン数 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数 について 100 トンまでを増すごとに	1,580
	積込トン数 200 トンまで	22,660
	積込トン数 200 トンを超える場合は、超えるトン数に ついて 10 トンまでを増すごとに	364
	積込トン数 200 トンまで	34,010
	積込トン数 200 トンを超える場合は、超えるトン数に ついて 10 トンまでを増すごとに	545
3 喫水検査	検査貨物トン数	
	10,000 トンまで 1 トンにつき	12.10
	10,000 トンを超え 20,000 トンまで 1 トンにつき	10.42
	20,000 トンを超え 30,000 トンまで 1 トンにつき	7.21
	30,000 トンを超え 40,000 トンまで 1 トンにつき	4.26
	40,000 トンを超え 50,000 トンまで 1 トンにつき	2.42
	50,000 トンを超え 100,000 トンまで 1 トンにつき	0.78
	100,000 トンを超えるもの 1 トンにつき	0.50
ただし、 (1)上記料金は積算方式により算定します。 (2)中間検査を行った場合は、1回につき	15,510	
4 はしけ、機帆船等 (デッドウェイトス ケールを有しない ものに限る。)の積 荷重量検定	1隻につき	
	検定トン数 100 トンまで 検定トン数 100 トンを超える場合は、 超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	16,540 725
5 本船、油槽はしけ の液量検定及び検査 (1)液量検定	(イ)本船油槽	

(単位：円)

種 目	基 準	金 額
(2)清掃検査	1 槽 1 測度につき	
	鉍 油	6,710
	動植物油、化学成品及び液化ガス	12,050
	危険物	33,340
	ただし、同時に 3 槽以上検定した場合、 3 槽目から 1 槽 1 測度につき	
	鉍 油	4,670
	動植物油、化学成品及び液化ガス	8,430
	危険物	23,360
	(ロ) 油槽はしけ	
	鉍 油	
	検定量 1 キロリットルにつき	46.70
	動植物油及び化学成品	
	検定量 1 トンにつき	100.30
	危険物	
検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき	246	
(イ) 本船油槽		
1 槽につき		
鉍油・化学成品	17,430	
動植物油	24,250	
ただし、同時に 2 槽以上検定した場合、 2 槽目から 1 槽につき		
鉍油・化学成品	12,050	
動植物油	17,050	
(ロ) 油槽はしけ		
鉍油・化学成品	8,340	
動植物油	14,370	
6 貨物の損害並びに 原因鑑定	検査貨物の正品価格の 0.7%以内とします。	
<p>(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。</p> <p>2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。</p> <p>3 積付検査において、普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。</p>		

2. 割増料金

種 別		内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき 2,433円
	(2) 日 曜 日・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業 8時30分から21時30分までの間における作業	毎4時間以内につき 9,726円
	(3) 雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業	基本料金の1割増
	(4) 冬 期 作 業	北海道地区において12月1日から翌年 3月31日までの間に作業した場合	基本料金の3割増

3. 最低料金

種 目	金 額
(1) 喫水検査に係る最低料金は、1件につき	29,490円
(2) 液量検定に係る最低料金は、1件につき	
本 船 油 槽	24,970円
油 槽 は し け	20,960円
ただし、危険物の場合は、	49,900円
(3) 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき	24,020円
(4) 貨物の損害並びに原因鑑定に係る最低料金は、 1件につき	26,780円

4. 諸料金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

(2) 検査報告書発行手数料

区 分	金 額
(イ) 3通までは無料とし、4通 目から写1枚につき	426円
(ロ) 再発行の場合は、 1枚につき	856円
(ハ) サインドコピーは (イ) 及び(ロ)の5割増	

- 3) 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上に亘った場合は、2日目から基本料金の他に1日につき 21,807円

種目：1. 倉口検査

5. (2)清掃検査

5. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算した額

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この鑑定料金は、鑑定検査を行う場合に適用します。

2. 特殊貨物とは、重量品（1個5トン以上のもの）、かさ高品（1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物）、甲板積貨物（船の暴露甲板へ積まれるもの）、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

3. 危険物は次の通りとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

4. 清掃検査において

- (1) 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。
- (2) 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

5. 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

6. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜作業割増
16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日作業割増
日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

- (3) 雨天・雪天作業割増
雨天、雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。
- (4) 冬期作業割増
北海道地区において12月1日から翌年3月31日までの間に作業を行った場合は、所定の冬期作業割増を適用します。

7. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 待機料金
本料金は、検査のため待機した場合に適用します。
ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。
- (2) 検査報告書発行手数料
本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。
- (3) 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

8. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (3) 消費税導入に伴う加算については
 - (イ) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
 - (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

10. 実 費

- (1) 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。
- (2) 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。
- (3) 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

11. その他

- (1) 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

III 鑑定別掲料金

1. 出張料金

出張して鑑定した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| (イ) 往復に要する日数、毎1日につき | 21,100円 |
| ただし、出発及び帰着の日は夫々 | 13,100円 |
| (ロ) 新市域、隣接地、特定地及び日帰地方出張は
夫々毎1日につき | 12,000円 |

2. 旅 費

事業所所在地以外の地域に出張して鑑定を行った場合は、次の通り旅費を申し受けます。

- | | |
|---------------------|---|
| (イ) 宿泊料（日当を含む）1日につき | 17,000円 |
| (ロ) 交通費 | 乗用車…………… グリーン料金又は1等料金、特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
乗船賃…………… グリーン料金又は1等料金
舟車賃…………… 実 費 |

3. 鑑定付帯費

検定に要した通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

4. 施検能率甚だしく不良その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。